平成２２年（フ）第２２３号
山梨県南アルプス市十五所34番地
破産者　小笠原貴商有限会社
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
大津市国分１丁目22番66号
破産者　有限会社井本建設
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３号
広島県尾道市古浜町９番12号
破産者　メイワ機材有限会社
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成１８年（フ）第１０９２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触276番地
破産者　株式会社長岡組
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１６４０号
埼玉県上尾市谷津２丁目５番23―601号
破産者　猪口　眞武
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
埼玉県鴻巣市北根1695番地１　201号室Ｍ・スクエア、破産手続開始時の住所埼玉県鴻巣市箕田45番地５
破産者　大橋　　浩
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
埼玉県新座市野火止６丁目２番16号、破産手続開始決定時の住所埼玉県新座市野火止５丁目２番52―1303号
破産者　松本　昌和
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０７号
埼玉県朝霞市三原３丁目23番５―306号
破産者　中島　正男
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第３９４８号
愛知県瀬戸市道泉町58番地
破産者　ファミリーマート古渡町店こと　飯田　能久
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１０号
愛知県あま市森３丁目13番地の３　メゾン・ド・Ｎ１―501号、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町大字須成字真菰ケ坪2391番地13
破産者　住田　健志
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３７号
北海道勇払郡占冠村字中央
破産者　今出　　優
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２９号
宮城県遠田郡涌谷町字柳町10番地７
破産者　福田　　明
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１４６５号
大阪府富田林市久野喜台１丁目20番16号
破産者　錦　　牟雄
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
神戸市北区桂木２丁目35番地　Ｂ―412号
破産者　大出　正廣
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１５号
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台７丁目12番地の２、開始決定時の住所兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目２番１―304号
破産者　香川　信隆
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０３８号
和歌山県和歌山市宇田森122番地の４、開始決定時の住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目159番地の12
破産者　藤井　國勝
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１７号
兵庫県芦屋市川西町２番５号　プチメゾン芦屋202、前住所大阪府豊中市上新田３丁目１番７―502号
破産者　下野　志乃
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係